

## 都市建設委員会審査日程表

日 時 平成25年12月12日(木)

午前9時30分開議

場 所 第3・4委員会室

- 第1 議案第116号 市道路線の認定について
- 第2 議案第117号 市道路線の廃止について
- 第3 陳情第15号 流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業67街区におけるマンション建設に伴う陳情書
- 第4 陳情第20号 公共施設の木々や市民の森の適切な整備に関する陳情書
- 第5 議案第114号 流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第111号 平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第113号 平成25年度流山市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第8 議案第115号 東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について
- 第9 議案第112号 平成25年度流山市公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第118号 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第119号 指定管理者の指定等について(流山市自転車駐車場)
- 第12 所管事務の継続調査について



平成25年第4回定例会 都市建設委員会 市道路線行程表

視察日:平成25年12月12日(木)

視察番号	発着	時間	滞在時間	視察場所	種別	概要
	発	9:30		市役所		
1	着	9:45	5分	03266(東深井区画266号線)	認定	開発行為
	発	9:50				
2	着	9:55	5分	03265(東深井区画265号線)	認定	開発行為
	発	10:00				
3	着	10:10	10分	20017(上新宿区画17号線)	認定	開発行為
	発	10:20		20501(上新宿1号歩行者専用道路)		
4	着	10:30	5分	36047(美田区画47号線)	認定	開発行為
	発	10:35				
5	着	10:55	10分	49009(流山8丁目区画9号線)	廃止	開発に係る
				49019(流山8丁目区画19号線)	認定	開発行為
	発	11:05		49020(流山8丁目区画20号線)		
6	着	11:15	5分	81094(鱧ヶ崎区画94号線)	認定	開発行為
	発	11:20				
7	着	11:35	5分	84079(向小金区画79号線)	認定	寄附行為
	発	11:40				
	着	12:00		市役所		



# 都 市 建 設 委 員 会 資 料

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日

都市計画部 都市計画課・宅地課

## 「木 6 7 街区におけるマンション建設に伴う陳情書」 について

### 《街づくり条例に関する大規模土地開発構想の概要》

- 届 出 者 株式会社長谷工コーポレーション  
東京都港区芝二丁目32番1号
- 行為の種類 共同住宅の建築
- 行為の場所 流山市都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内67街区の一部
- 行為の概要
  - (1) 用 途 共同住宅
  - (2) 階 数 地上14階
  - (3) 高 さ 約41.88m
  - (4) 土地開発面積 13,818.23㎡

### 《計画地の概要》

- 土地区画整理事業 千葉県施行地区
- 用途地域 第1種中高層住居専用地域
- 建ぺい率 60%
- 容積率 200%
- 高度地区 第2種高度地区

《 陳情の要旨 》

現在、木67街区は、流山市街づくり条例に基づく、大規模土地開発構想の調停を行っている状況である。

今回、陳情者は、流山市議会から流山市に対して「流山市の街づくり条例に基づく大規模土地開発構想を進めるにあたり、街づくり計画、景観計画、県の街づくりガイドライン、事業者が県へ提出した企画提案書を遵守するよう」事業者に対する指導を働きかけてもらいたいとするもの。

## 木67街区 流山市街づくり条例に基づく大規模土地開発構想に係る調停の経緯

### 経緯

- 4月11日 大規模土地開発構想受理 (共同住宅・戸建て住宅)
- 5月8日 長谷工コーポレーション主催の近隣住民説明会開催 51名参加
- 5月28日 長谷工及び近隣住民との意見交換会
- 5月29日 意見書提出(南流山67街区を考える会 代表 ○○○○)
- 5月30日 意見書提出(南流山67街区を考える会と同様として △△△△)
- 6月7日 意見書に対する見解書について、事業者説明
- 6月24日 調停申出書提出 2通  
(南流山67街区を考える会 代表 ○○○○、△△△△)

### ※調停申し出により、街づくり委員会を開催

- 7月2日 第1回街づくり委員会開催
  - ・市より調停に至るまでの経緯説明。調停内容について住民説明
  - ・住民及び事業者からの意見聴取
  
- 7月24日 第2回街づくり委員会開催
  - ・事業者は、住民からの調停内容を受け配置計画の変更を提示する。
  
- 8月9日 第3回街づくり委員会開催
  - ・事業者は、第2回委員会における住民からの調停内容を受け、最上階(15階)のグルニエ(屋根裏収納)を取りやめ、また、ごみ置き場の位置の変更及び北側道路の緑化について検討を行う。
  
- 8月23日 流山市議会へ陳情書が提出される。(△△氏より)
  
- 8月24日 第4回街づくり委員会開催
  - ・事業者は、第3回委員会における住民の要望を受け、15階部分を取りやめ最上階を14回とする。また、北側道路の緑化計画についてイメージ図を提出する。
  - ・事業者は、住民の調停及び要望については、おおむね取り入れたので、これ以上の変更はできない旨を提示する。
  - ・街づくり委員会としては、住民側に立ってもう少し譲歩できる案について検討するよう委員会、事業者、行政の3者での調停部会の開催を提案する。
  - ・事業者及び住民は、調停部会を了承する。

9月 5日 第1回調停部会開催

- ・事業者から西棟の北側の最上部を3戸削除する。また、ごみ置き場及び自走式駐車場を変更する内容を提示
- ・委員会及び行政としては、第2種高度地区の制限を第1種高度地区とおおむね同様となる斜線制限まで建築物を下げたことと、ごみ置き場及び自走式駐車場の位置の変更については、非常に評価する。
- ・街づくり委員会としては、おおむね了解とし、住民側へ長谷工コーポレーションの変更内容について、調停部会を開催し、説明を行うこととする。

9月19日 第2回調停部会開催

- ・事業者（長谷工コーポレーション）から提案のあった調停内容について提示
- ・持ち帰り、住民と協議したい。
- ・委員会としては、9月28日を最終回と考えている。

9月20日 都市建設委員会にて、本件陳情については継続審議となった。

9月28日 第5回街づくり委員会開催

- ・調停申出者は、調停案に同意する。

10月 3日 協定書を締結、街づくり条例の手続き終了通知を交付。

～街づくり条例に係る手続きは終了～

10月 8日 流山市議会本会議において、本件陳情については継続審議となる。

# 折れた木の例





110字<sup>2</sup>

流山市民の森の空間線量 市のホームページ  
から

黄色は0.23(国基準 赤は0.3以上(危険)  
以上)

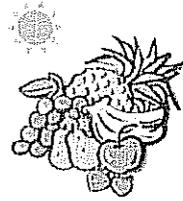
松ヶ丘3号	0.23	0.39	0.24
散策の森 三輪野山	0.37	0.26	0.32
散策の森 西深井散	0.23	0.22	0.2
策の森 愛宕ふれ	0.24	0.23	0.3
あいの森 駒木故郷	0.41	0.26	0.28
の森 長崎ふれ	0.36	0.42	0.3
あいの森 長崎憩い	0.35	0.34	0.31
の森			



NO. 173

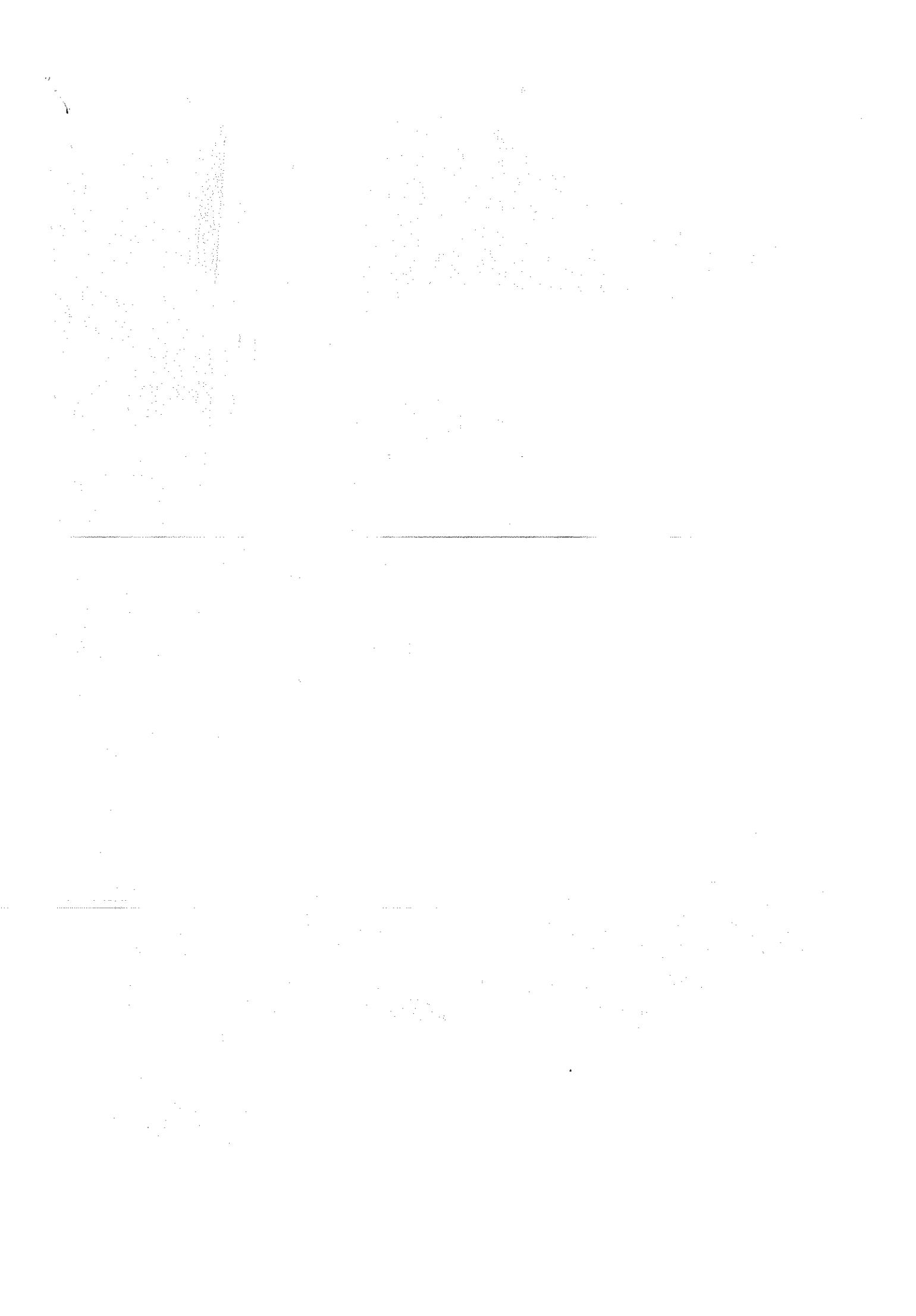
# 南柏の豊四季緑地

平成25年10月頃から  
公園の除染を行う工事を  
予定しています



発注者 柏市公園管理課  
電話 04-7167-1399





■ 新旧対照表

【改正前】	【改正後】
<p>(使用料等)</p> <p>第17条 第3条第1項の許可又は第6条の変更の許可(第3条第1項に係るものに限る。)を受けた者は、別表第2に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 法第5条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第3に定めるところにより算出した額(公園施設の設置の期間が1月未満のものにあつては、同表に定めるところにより算出した額に100分の5を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額))の使用料を納入しなければならない。</p> <p>3 法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者は、別表第4に定めるところにより算出した額(土地の占有期間が1月未満のものにあつては、同表に定めるところにより算出した額に100分の5を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額))の占有料を納入しなければならない。</p> <p>4 第5条第1項の許可又は第6条の変更の許可(第5条第1項に係るものに限る。)を受けた者は、別表第5に定めるところの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けた使用料を当該許可を受け得て定めるところの範囲内で、指定管理者に支払わなされた使用料(以下「使用料」という。)までに指定管理者に支払わなければならぬ。この場合において、第2条の5に規定する夜間照明施設の使用時間に夜間照明施設を備える有料公園施設を使用するとき</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第17条 第3条第1項の許可又は第6条の変更の許可(第3条第1項に係るものに限る。)を受けた者は、別表第2に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 法第5条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第3に定めるところにより算出した額(公園施設の設置の期間が1月未満のものにあつては、同表に定めるところにより算出した額に100分の8を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額))の使用料を納入しなければならない。</p> <p>3 法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者は、別表第4に定めるところにより算出した額(土地の占有期間が1月未満のものにあつては、同表に定めるところにより算出した額に100分の8を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額))の占有料を納入しなければならない。</p> <p>4 第5条第1項の許可又は第6条の変更の許可(第5条第1項に係るものに限る。)を受けた者は、別表第5に定めるところの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けた使用料を当該許可を受け得て定めるところの範囲内で、指定管理者に支払わなされた使用料(以下「使用料」という。)までに指定管理者に支払わなければならぬ。この場合</p>

は、併せて同表に定める夜間照明施設の利用料を支払わなければならない。  
 5 市長は、前項に規定する利用料を指定管理者の収入として收受させるものとする。

において、第2条の5に規定する夜間照明施設の使用時間に夜間照明施設を備える有料公園施設を使用するときは、併せて同表に定める夜間照明施設の利用料を支払わなければならない。ただし、当該使用期間に限りその支払を要しないものとする。

5 市長は、前項に規定する利用料を指定管理者の収入として收受させるものとする。

別表第1（第2条関係）

1 屋外施設

有料公園施設の属する公園 の名称	有料公園施設の名称
江戸川河川敷緑地	野球場（軟式）
流山市総合運動公園	野球場（軟式）、野球場夜間照明施設 庭球場（軟式・硬式）、庭球場夜間照明施設 陸上競技場、陸上競技場夜間照明施設 駐車場

1 屋外施設

有料公園施設の属する公園 の名称	有料公園施設の名称
江戸川河川敷緑地	野球場（軟式）
流山市総合運動公園	野球場（軟式）、野球場夜間照明施設 庭球場（軟式・硬式）、庭球場夜間照明施設 駐車場

2 屋内施設

有料公園施設の属する公園 の名称	有料公園施設の名称
流山市総合運動公園	市民総合競技場 卓球室 柔道場 剣道場

2 屋内施設

有料公園施設の属する公園 の名称	有料公園施設の名称
流山市総合運動公園	市民総合競技場 卓球室 柔道場 剣道場

		トレニング室		トレニング室	
		会議室		会議室	
別表第2 (第17条関係)					
行為に係る使用料					
区分	単位	金額	区分	単位	金額
物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為	1人	105.00円	物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為	1人	108.00円
	1平方メートル	31.50円		1平方メートル	32.40円
業として写真の撮影を常時行う場合	写真機1台	1,050.00円	業として写真の撮影を常時行う場合	写真機1台	1,080.00円
	臨時	0円		臨時	0円
業として映画の撮影を行う場合	1回2時間以内	1,050.00円	業として映画の撮影を行う場合	1回2時間以内	1,080.00円
		0円			0円
興業を行う場合	1平方メートル	10.50円	興業を行う場合	1平方メートル	10.80円
競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合	1平方メートル	1.05円	競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合	1平方メートル	1.08円
備考					
1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計					
備考					
1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計					



場 間 明 施 設	夜 1 時 以 照 間 以 施 内				
陸上 1 時 競 技 間 以 場 内	小・中・高校生 525円	一般 1,050円			
陸上 1 時 競 技 間 以 場 内			8,400円		
場 間 明 施 設	夜 1 時 以 照 間 以 施 内				
駐 車 場	1 回 大型バス (乗車定員 30 人以上) マイクロバス (乗車定員 11 人以上 30 人未満)			1,080円	540円

場 間 明 施 設	夜 1 時 以 照 間 以 施 内				
陸上 1 時 競 技 間 以 場 内	小・中・高校生 525円	一般 1,050円			
陸上 1 時 競 技 間 以 場 内			8,400円		
場 間 明 施 設	夜 1 時 以 照 間 以 施 内				
駐 車 場	1 回 大型バス (乗車定員 30 人以上) マイクロバス (乗車定員 11 人以上 30 人未満)			1,050円	525円

備考

- 1 小・中・高校生とは、高校生及び中学生以下の者をいう。
- 2 一般とは、小・中・高校生以外の者をいう。
- 3 流山市民、市内の事業所に勤務する者及び市内の各種団体以外  
のものが使用する場合は、この表に定める利用料（以下  
「規定利用料」という。）に100分の200を乗じて得た額とす  
る。ただし、駐車場については、この限りでない。
- 4 入場料その他これに類する金銭を収受する場合は、規

備考

- 1 小・中・高校生とは、高校生及び中学生以下の者をいう。
- 2 一般とは、小・中・高校生以外の者をいう。
- 3 流山市民、市内の事業所に勤務する者及び市内の各種団体以外  
のものが使用する場合は、この表に定める利用料（以下  
「規定利用料」という。）に100分の200を乗じて得た額とす  
る。ただし、駐車場については、この限りでない。
- 4 入場料その他これに類する金銭を収受する場合は、規

定利用料（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料とする。）に100分の1,000を乗じて得た額とする。

5 小・中・高校生の野球場夜間照明施設、庭球場夜間照明施設及び陸上競技場夜間照明施設の使用にあつては、保護者又はそれと同等の者の引率を必要とする。

6 陸上競技場を個人使用するときの利用料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

7 駐車場の利用料は、流山市民が使用するとき又は流山市民以外の者が有料公園施設を使用するとき（駐車場のみを使用するときを除く。）は、無料とする。

定利用料（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料とする。）に100分の1,000を乗じて得た額とする。

5 小・中・高校生の野球場夜間照明施設及び庭球場夜間照明施設の使用にあつては、保護者又はそれと同等の者の引率を必要とする。

6 駐車場の利用料は、流山市民が使用するとき又は流山市民以外の者が有料公園施設を使用するとき（駐車場のみを使用するときを除く。）は、無料とする。

2 屋内施設等利用料

市民 総合 体育館	区分	利用料（1時間当たり）
専用使競技場	入場料その他これに類する金銭を受けない場合	700円
	※アマチュアスポーツ以外に使用する場合	2,200円
専用	※アマチュアスポーツ以外に使用する場合	3,650円
	※入場料その他これに使用する場合に類する	7,500円
		28,350

2 屋内施設等利用料

市民 総合 体育館	区分	利用料（1時間当たり）
専用使競技場	入場料その他これに類する金銭を受けない場合	719円
	※アマチュアスポーツ以外に使用する場合	2,262円
専用	※アマチュアスポーツ以外に使用する場合	3,754円
	※入場料その他これに使用する場合に類する	7,714円
		29,160

金銭を収以外に使用する場合		金銭を収以外に使用する場合	
受する場	合	受する場	合
卓球室	小・中・高校生	卓球室	小・中・高校生
	一般		一般
柔道場	小・中・高校生	柔道場	小・中・高校生
	一般		一般
剣道場	小・中・高校生	剣道場	小・中・高校生
	一般		一般
トレーニング室	小・中・高校生	トレーニング室	小・中・高校生
	一般		一般
会議室		会議室	
個人使用	競技場1	個人使用	競技場1
	／4面		／4面
	競技場1	競技場1	小・中・高校生
	／8面		一般
卓球台	小・中・高校生	卓球台	小・中・高校生
	一般		一般
トレーニング室	小・中・高校生	トレーニング室	小・中・高校生
	一般		一般
附属設備及び備品名	単位	金額	
マイクロフォン	1本	200円	
放送附帯設備	1式	550円	
備考			
附属設備及び備品名	単位	金額	
マイクロフォン	1本	200円	
放送附帯設備	1式	550円	
備考			
卓球室	小・中・高校生	卓球室	小・中・高校生
	一般		一般
柔道場	小・中・高校生	柔道場	小・中・高校生
	一般		一般
剣道場	小・中・高校生	剣道場	小・中・高校生
	一般		一般
トレーニング室	小・中・高校生	トレーニング室	小・中・高校生
	一般		一般
会議室		会議室	
個人使用	競技場1	個人使用	競技場1
	／4面		／4面
	競技場1	競技場1	小・中・高校生
	／8面		一般
卓球台	小・中・高校生	卓球台	小・中・高校生
	一般		一般
トレーニング室	小・中・高校生	トレーニング室	小・中・高校生
	一般		一般
附属設備及び備品名	単位	金額	
マイクロフォン	1本	200円	
放送附帯設備	1式	550円	
備考			

流山市都市公園条例改正

<p>1 専用使用の場合であって、競技場の一部分（バスケットコート1面に相当する部分をいう。）を使用するときの利用料は、この表に定める利用料（以下「規定利用料」という。）に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>2 休日において、※印の欄に規定する場合の利用料は、規定利用料に100分の120を乗じて得た額とする。</p> <p>3 流山市民以外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）及び市内の各種団体以外の団体が使用する場合は、規定利用料（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料とする。）に100分の200を乗じて得た額とする。</p> <p>4 小・中・高校生及び一般とは、それぞれ1 屋外施設利用料の表の備考第1項及び第2項に規定する者をいう。</p>	<p>1 専用使用の場合であって、競技場の一部分（バスケットコート1面に相当する部分をいう。）を使用するときの利用料は、この表に定める利用料（以下「規定利用料」という。）に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>2 休日において、※印の欄に規定する場合の利用料は、規定利用料に100分の120を乗じて得た額とする。</p> <p>3 流山市民以外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）及び市内の各種団体以外の団体が使用する場合は、規定利用料（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料とする。）に100分の200を乗じて得た額とする。</p> <p>4 小・中・高校生及び一般とは、それぞれ1 屋外施設利用料の表の備考第1項及び第2項に規定する者をいう。</p>
---	---

# 都 市 建 設 委 員 会 資 料

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日

都市計画部 都市計画課

## 運河駅施設整備事業（議会案件）について

- 資料 1 東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定（可決） 平成 2 3 年 3 月議会
- 資料 2 東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について（提出） 平成 2 5 年 1 2 月議会
- 資料 3 工事費概算額調書（当初）
- 資料 4 工事費負担額調書（案）
- 資料 5 東武野田線運河駅東口及び西口写真



## 運河駅施設整備事業に係る「議会案件」

### 「東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定」

#### の締結

\* 自由通路及び橋上駅舎の整備は、東武鉄道(株)と工事施行協定を締結し事業を実施するものであり、この協定における工事委託契約額は、966百万円(自由通路整備費)と180百万円を超え、工事請負契約の場合には議会の議決に付すべき案件(金額)となることから、本工事委託契約を、工事請負契約に準ずるものとして扱い、本協定の締結について議案として提出し、可決をいただいた。

(平成23年3月議会)

#### 【経緯】

◎平成23年3月議会 (議案提出 平成23年2月17日)

「東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定」の締結について 可決(平成23年3月17日) \*別添資料①

平成23年4月1日

「東武野田線運河駅自由通路及び橋上駅舎整備工事に関する工事施行協定(基本協定)」締結

平成25年3月22日

「東武野田線運河駅自由通路及び橋上駅舎整備工事に関する工事施行変更協定」締結(工事完了期限を平成25年12月27日に延長)

平成25年11月13日

「東武野田線運河駅自由通路及び橋上駅舎整備工事に関する工事施行協定」の変更に係る協議書 東武鉄道(株)→流山市  
(内容:平成23年3月議会で可決された事項の変更を伴うもの)

◎平成25年12議会 議案提出

「東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定を変更する協定」の締結について (平成23年3月議会で可決された協定の変更)

委託金額の変更

\*別添資料②



議案第 26 号

東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の締結について

市は、次のとおり工事の施行の委託に関する協定を締結する。

平成23年2月17日提出

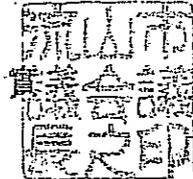
流山市長 井崎 義治

- 1 委託の目的 東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託
- 2 委託の方法 随意契約
- 3 委託の金額 966,000,000円
- 4 委託の相手方 東京都墨田区押上一丁目1番2号  
東武鉄道株式会社  
取締役社長 根津 嘉澄

平成23年3月17日

原案可決

流山市議会議員 伊藤





# 資料 2

議案第 号

東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について

市は、平成23年流山市議会第1回定例会で議決を経た工事の施行の委託に関する協定を、次のとおり変更する。

平成25年 月 日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 委託の目的 東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託
- 2 変更前の委託の金額 966,000,000円
- 3 変更後の委託の金額 949,542,000円
- 4 変更による減額 16,458,000円
- 5 委託の相手方 東京都墨田区押上一丁目1番2号  
東武鉄道株式会社  
取締役社長 根津 嘉澄



参考資料

東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定  
変更概要

委託の金額増額の内訳

	変 更 前	変 更 後
工事費	9 0 2 , 7 4 8 , 0 0 0 円	8 8 6 , 0 6 6 , 2 3 0 円
事務費	2 6 , 0 2 6 , 0 0 0 円	2 6 , 1 3 8 , 1 7 0 円
消費税	3 7 , 2 2 6 , 0 0 0 円	3 7 , 3 3 7 , 6 0 0 円
合 計	9 6 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円	9 4 9 , 5 4 2 , 0 0 0 円



工事費概算額調書

(単位:千円)

項目	単位	数量	合計金額	甲負担		乙負担		※その他		摘要
				平成 23 年度	平成 24 年度	平成 24 年度	平成 24 年度	平成 24 年度	平成 24 年度	
甲財産	自由通路新設	式	1	902,748	214,150	688,598	0	0	0	
	事務費	式	1	26,026	6,173	19,853	0	0	0	
	計			928,774	220,323	708,451	0	0	0	
	消費税			37,226	2,353	34,873	0	0	0	甲財産部分
合計			966,000	222,676	743,324	0	0	0		
乙財産	橋上駅舎新設	式	1	974,540	42,400	843,414	70,626	18,100	18,100	
	事務費	式	1	29,460	1,281	28,179	0	0	0	
	計			1,004,000	43,681	871,593	70,626	18,100	18,100	
	消費税			0	0	0	0	0	0	
合計			1,004,000	43,681	871,593	70,626	18,100	18,100		
工事費計			1,877,288	256,550	1,532,012	70,626	18,100	18,100		
事務費計			55,486	7,454	48,032	0	0	0		
消費税計			37,226	2,353	34,873	0	0	0		
総合計			1,970,000	266,357	1,614,917	70,626	18,100	18,100		

※その他：交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第6条に基づき国庫補助相当額(18,100千円)とする。  
 ただし補助割れした場合、別途協議の上、平成24年度甲の責任において対応する。



## 工事費負担額調書

(単位：千円)

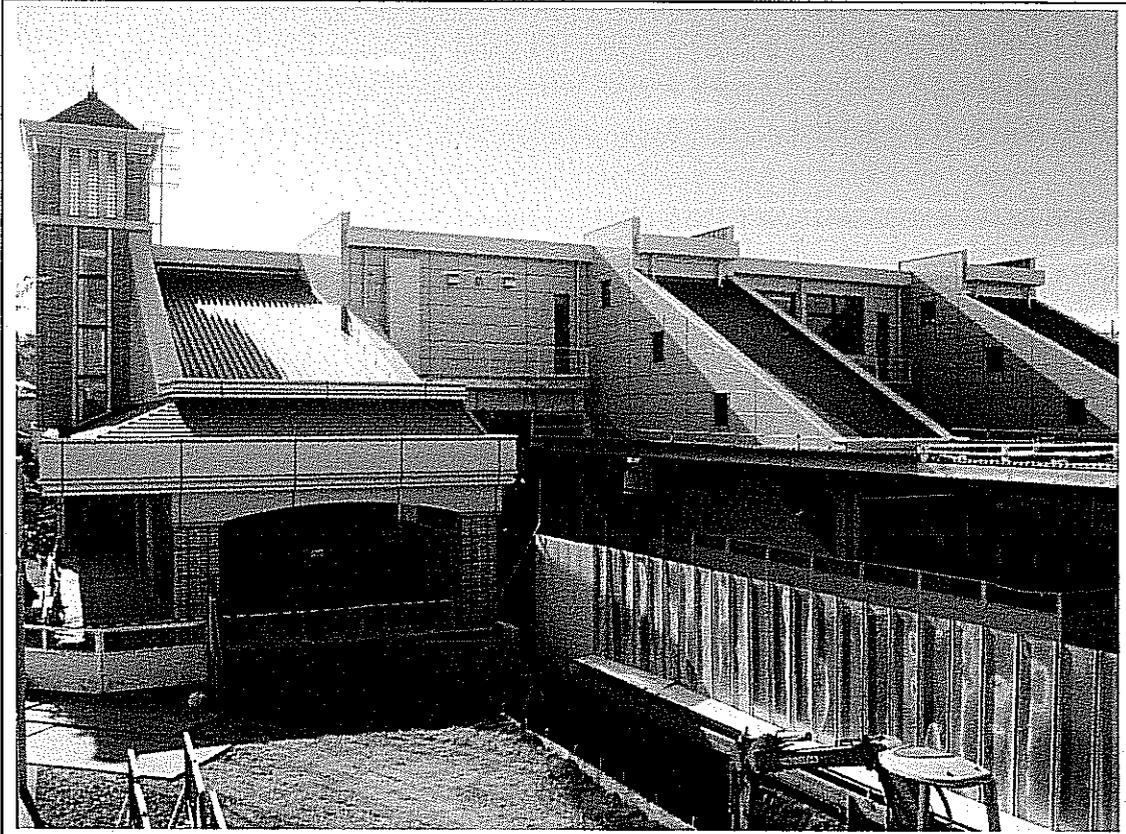
項目	単位	数量	合計金額	甲負担			乙負担	※その他	摘要
				平成23年度	平成24年度	平成25年度			
甲財産	自由通路新設	式	1	886,066	254,900	414,815	0	0	
	事務費	式	1	26,138	3,557	19,540	0	0	2.95%
	計			912,204	258,457	434,355	0	0	
	消費税			37,338	12,593	21,461	0	0	甲財産部分
	合計			949,542	271,050	455,816	0	0	
乙財産	橋上駅舎新設	式	1	906,751	297,110	485,142	70,626	10,743	
	事務費	式	1	26,749	4,160	22,038	0	0	2.95%
	計			933,500	301,270	507,180	70,626	10,743	
	消費税			0	0	0	0	0	
	合計			933,500	301,270	507,180	70,626	10,743	
工事費計			1,792,817	552,010	899,957	70,626	10,743		
事務費計			52,887	7,717	41,578	0	0		
消費税計			37,338	12,593	21,461	0	0		
総合計			1,883,042	572,320	962,996	70,626	10,743		

※その他：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3編第1章（旧交通バリアフリー化設備等整備費補助金交付要綱第6条）に基づく国庫補助額とする。



# 資料 5

## 東武野田線運河駅東口及び西口写真



① 運河駅東口

【平成25年11月14日撮影】



② 運河駅西口 (平成25年7月13日開放)

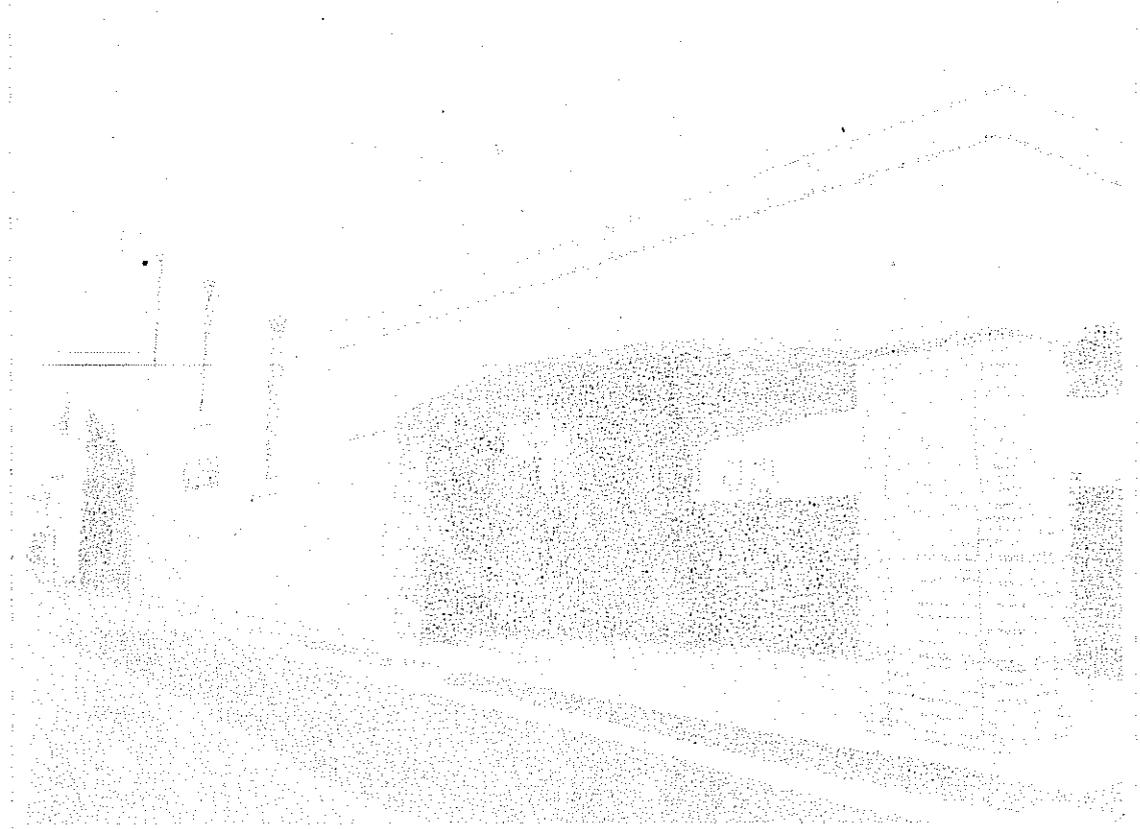
【平成25年9月6日撮影】

1998

1998年12月31日



1998年12月31日



1998年12月31日

## 公共下水道事業の地方公営企業法適用について

### 1 理由

流山市の公共下水道事業は、昭和48年度に事業着手し、整備区域の拡大を図ってきており、平成24年度末の普及率は78.6%の状況にあります。

今後とも未整備区域の管渠整備を推進する必要がありますが、今まで以上に財政の健全化の確保と経営基盤の強化が求められています。

そこで、地方公営企業法の適用（官庁会計方式の特別会計から公営企業会計方式に移行）を受けることにより、汚水及び雨水事業に係る経費負担の明確化や、独立採算性及び経営の透明性を高め、将来にわたり持続可能な下水道事業を運営していくものです。

なお、総務省の「地方公営企業会計制度研究会」から、下水道事業に地方公営企業の財務規定等を適用することが望ましく方向性が示されています。

### 2 適用範囲

地方公営企業法の適用範囲は、一部適用と全部適用がありますが、システム開発経費及び出納事務など水道局との共通システム等を活用し、経費削減が図れる上水道事業との統合を目標とし、法の全部適用とします。

### 3 適用年度

平成26年度から下水道2課は水道局庁舎に移転し、公営企業法の適用準備を進め、平成27年度から地方公営企業法適用を目指します。

### 4 他市の状況

#### (1) 県内

千葉県では、既に八千代市（全部適用）と千葉市（一部適用）が地方公営企業法の適用を受けている。佐倉市（全部適用）と柏市（一部適用）が平成26年度に予定している。

#### (2) 全国

平成20年度末における適用は、政令指定都市で約94%、中核市で約56%、特例市で約31%の状況にある。

## 5 委託内容

(1) 事業名 公共下水道事業地方公営企業法適用事業

(2) 事業費 35,000,000円

(平成25年度から平成26年度の2カ年継続事業)

- ・年度別事業費 平成25年度 10,000,000円  
平成26年度 25,000,000円

(3) 委託事業内容

- ・固定資産評価データ処理

汚水管渠420km、雨水管渠17km、下水道調整池4箇所の資産調査を行い、資産を把握し資産台帳を作成する。

- ・開始貸借対照表の作成

地方公営企業法適用から発生主義に基づく経理を行うため、帳簿整理に合わせ事前に開始貸借対照表を作成する。

(4) 内部事務

- ・条例、規則等の制定及び改正

下水道事業の地方公営企業法適用に合わせ、水道局との統合による条例等の制定及び改正

- ・出納、収納取扱金融機関の指定

出納及び収納金融機関と契約する。

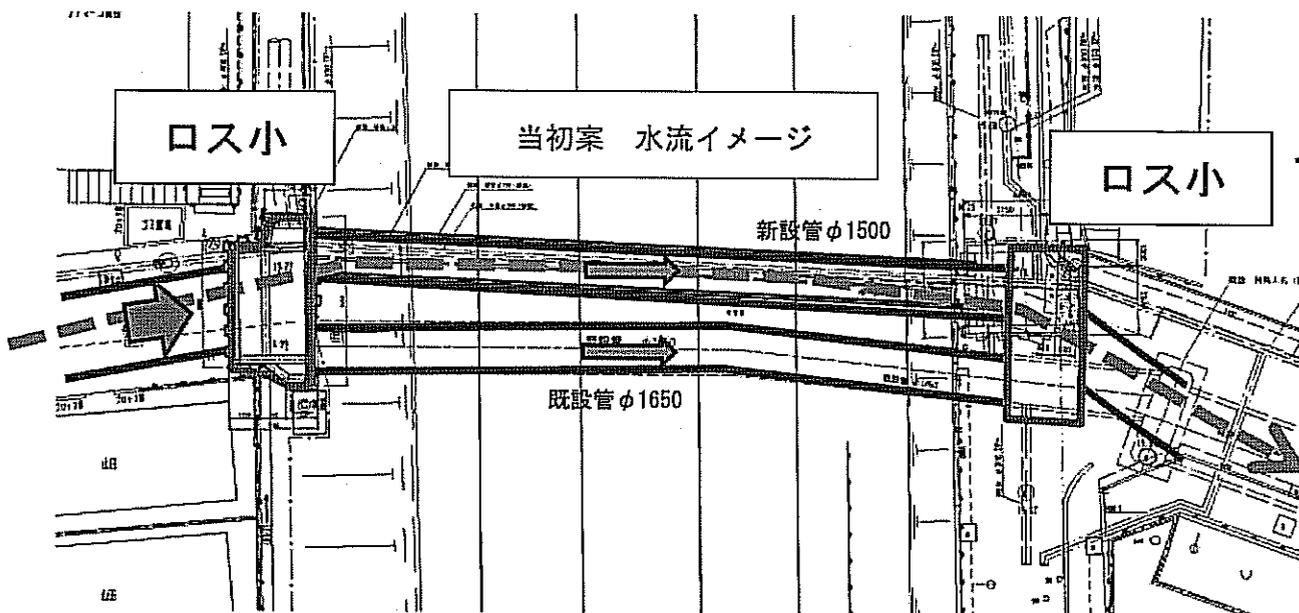
- ・新予算の調整等

企業会計方式による予算作成、打切り決算に係る事務

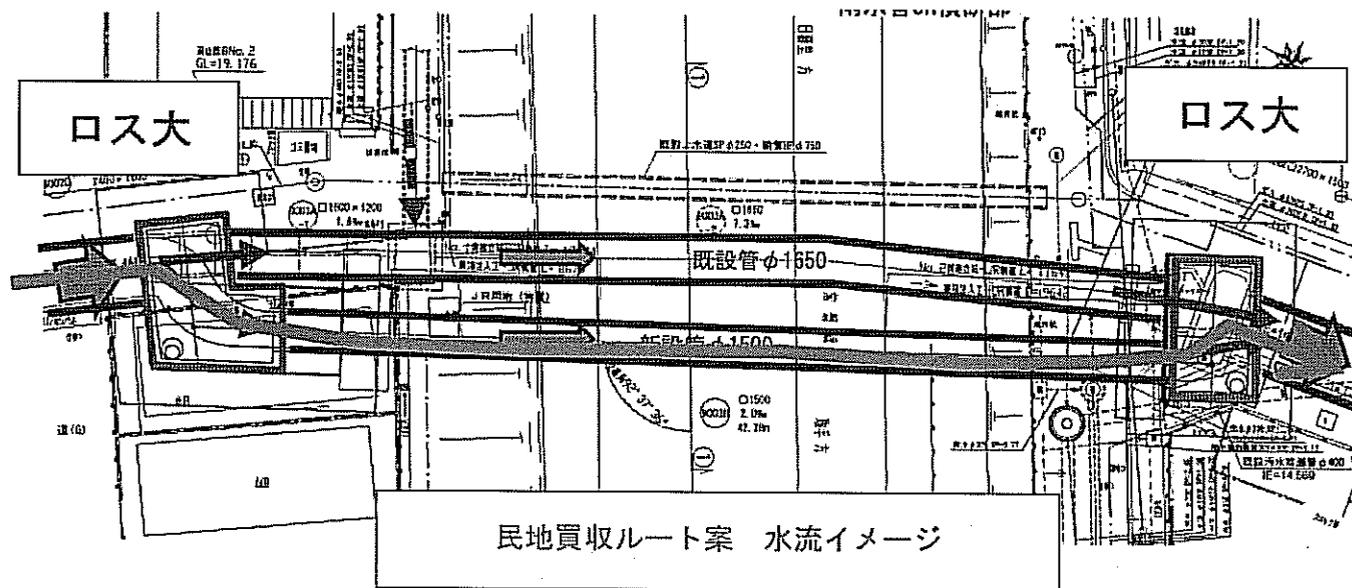
# 向小金雨水幹線整備事業

平成25年度第4回定例会  
12月12日  
都市建設委員会資料

## 【当初案】



## 【民地買収ルート案】





第1条関係

※附則第3項の改正部分について

【改正前】		【改正後】	
(附則) (駐車場の暫定措置) 3 当分の間、別表第1中「		(附則) (駐車場の暫定措置) 3 当分の間、別表第1中「	
運河駅第1自転車駐車場	5,400	2,700	—
流山市東深井373番地の2	—	—	—
運河駅第2自転車駐車場	4,800	2,400	9,600
流山市東深井384番地の3	—	—	—
」とあるのは、「		」とあるのは、「	
運河堤防第2自転車駐車場	4,800	2,400	9,600
流山市東深井439番地	—	—	—
東深井自転車駐車場	4,800	2,400	9,600
流山市東深井203番地の1	—	—	—
」とする。		」とする。	

流山市自転車条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係

※別表第1の改正部分について

【改正前】				【改正後】			
別表第1(第2条、第7条、第16条関係)				別表第1(第2条、第7条、第16条関係)			
駐車場の名称、位置及び使用料				駐車場の名称、位置及び使用料			
駐車場の名称及び位置	使用料(年額 円)			駐車場の名称及び位置	使用料(年額 円)		
	自転車(1台当たり)	高校生以下	原動機付自転車(1台当たり)		自転車(1台当たり)	高校生以下	原動機付自転車(1台当たり)
(中略)							
鱧ヶ崎駅自転車駐車場				鱧ヶ崎駅自転車駐車場			
流山市鱧ヶ崎1440番地の1	3,000	1,500	6,000	流山市鱧ヶ崎1440番地の1	3,000	1,500	6,000
				運河駅東口自転車駐車場			
				流山市東深井436番地の3	4,800	2,400	9,600
				運河堤防自転車駐車場			
				流山市東深井431番地の1	4,800	2,400	9,600
				運河駅第1自転車駐車場			
				流山市東深井373番地の2	5,400	2,700	-
(後略)				(後略)			

追加→

第2条関係

※附則第3項、第4項の改正部分について

【改正前】	【改正後】																								
<p>(附則) (駐車場の暫定措置)</p> <p>3 当分の間、別表第1中「</p> <table border="1"> <tr> <td>運河駅第1自転車駐車場</td> <td>5,400</td> <td>2,700</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流山市東深井373番地の2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運河駅第2自転車駐車場</td> <td>4,800</td> <td>2,400</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>流山市東深井384番地の3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>」とあるのは、「</p> <table border="1"> <tr> <td>運河堤防第2自転車駐車場</td> <td>4,800</td> <td>2,400</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>流山市東深井439番地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>」とする。</p> <p>4 前項の規定により読み替えられた駐車場の平成23年度の定期使用については、第4条第1号中「年を通じて」とあるのは、「平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間を通じて」とする。</p>	運河駅第1自転車駐車場	5,400	2,700	—	流山市東深井373番地の2				運河駅第2自転車駐車場	4,800	2,400	9,600	流山市東深井384番地の3				運河堤防第2自転車駐車場	4,800	2,400	9,600	流山市東深井439番地				<p>削 る</p>
運河駅第1自転車駐車場	5,400	2,700	—																						
流山市東深井373番地の2																									
運河駅第2自転車駐車場	4,800	2,400	9,600																						
流山市東深井384番地の3																									
運河堤防第2自転車駐車場	4,800	2,400	9,600																						
流山市東深井439番地																									

※第4条第1号 抜粋

第4条 駐車場の使用区分は、次のとおりとする。

(1) 定期使用 通勤、通学等年を通じて継続的に行われる使用(第18条の規定により駐車場の無料開放を行う日の使用を除く。)

流山市自転車条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第2条関係

※別表第1の改正部分について

【改正前】				【改正後】			
別表第1(第2条、第7条、第16条関係) 駐車場の名称、位置及び使用料				別表第1(第2条、第7条、第16条関係) 駐車場の名称、位置及び使用料			
駐車場の名称及び位置	使用料(年額 円)		原動機付自転車(1台当たり)	駐車場の名称及び位置	使用料(年額 円)		原動機付自転車(1台当たり)
	自転車(1台当たり)	一般			高校生以下	一般	
(中略)							
鱈ヶ崎駅自転車駐車場 流山市鱈ヶ崎1440番地の1	3,000	1,500	6,000	鱈ヶ崎駅自転車駐車場 流山市鱈ヶ崎1440番地の1	※3,085	※1,542	※6,171
運河駅東口自転車駐車場 流山市東深井436番地の3	4,800	2,400	9,600	運河駅東口自転車駐車場 流山市東深井436番地の3	※4,937	※2,468	※9,874
				追加→ 運河駅西口自転車駐車場 流山市東深井373番地の1	4,937	2,468	9,874
運河堤防自転車駐車場 流山市東深井431番地の1	4,800	2,400	9,600	運河堤防自転車駐車場 流山市東深井431番地の1	※4,937	※2,468	※9,874
運河駅第1自転車駐車場 流山市東深井373番地の2	5,400	2,700	-	改める→ 運河駅堤防第2自転車駐車場 流山市東深井439番地	4,937	2,468	9,874
運河駅第2自転車駐車場 流山市東深井384番地の3	4,800	2,400	9,600	削る→			
(後略)				(後略)			

上記表内の使用料(※印がついているもの)は、「消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例(平成25年流山市条例第(号)により規定する。

◆暫定措置で設置していた運河駅堤防第2自転車駐車場を本則に規定する。

運河駅周辺自転車駐車場 収容可能台数 推移表

(台)

駐車場の 名称	運河駅 駅舎工事施工前	運河駅 駅舎工事施工中	改正条例 第1条施行時 (25年12月)	改正条例 第2条施行時 (26年4月)
運河駅第1	613	—	—	—
運河駅第2	547	—	—	—
運河堤防	900	900	900	900
運河堤防第2	—	522	522	522
東深井	—	320	—	—
運河駅東口	—	—	345	345
運河駅西口	—	—	—	600
計	2060	1742	1767	2367

